

## ○足跡等取扱規程

〔平成13年12月27日〕  
〔大分県警察本部訓令甲第22号〕

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

### (概 要)

足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に定める足跡の取扱い等に関し必要な事項を定めており、「遺留足跡又は現場足跡の採取及び送付」、「遺留足跡等の対照結果の通知」、「受理遺留足跡の保管方法」等について規定している。